

特定被災地域内（※）に住所を有する宅地建物取引士の皆さまへ
（宅建士証の有効期間満了日が令和元年10月10日から令和2年3月31日の方）

令和元年台風19号による災害は、特定非常災害特別措置法に基づく「特定非常災害」に指定されました。これを受け、令和元年10月18日付け国土交通省告示第720号（以下「国土交通省告示」といいます。）により、被災地域の災害の権利利益の保全等を図るため、宅地建物取引業法の施行について、以下の措置（注）が講じられましたので、お知らせします。

（注）千葉県においては、先の台風15号による災害により、県内25市15町1村（※②）に災害救助法が適用されているため、当該市町村に住所を有する方についても、併せて下記取扱いの対象となります。

宅地建物取引士証の有効期間延長について

特定被災地域内（※）に住所（令和元年10月10日現在）を有する宅地建物取引士の方については、下記のとおり有効期間が延長されます。

宅地建物取引士証の有効期間が令和元年10月10日以後に満了する方については、当該有効期間が一律に令和2年3月31日まで延長されます。

それに伴い、該当する方が令和2年3月31日までに宅建士証を更新された場合は、有効期間が令和7年3月31日までの宅建士証が発行されます。

（※）特定被災地域内

- ① 岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県のうち災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用区域となった市町村。
- ② 千葉県のうち、千葉市（美浜区除く）、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町・栄町、香取郡神崎町・多古町・東庄町、山武郡九十九里町・芝山町・横芝光町、長生郡一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町、夷隅郡大多喜町及び安房郡鋸南町

（※①②とも、最新の適用区域は内閣府HPでご確認ください。）

Q 有効期間の延長に伴い、有効期間が延長された宅建士証の再交付は行われるのですか？

A 原則として、宅建士証の再交付はいたしません。

宅建士証に記載されている有効期間について関係者に説明する場合には、国土交通省告示（官報PDF）や本用紙を提示してご説明ください。

担当：千葉県県土整備部建設不動産課

不動産業班

〒260-8667 千葉県千葉市市場町1-1

TEL：043-223-3238